

2026年度(令和8年度) 大阪府中小企業政策に関する 要望と提言

2025 年 7 月 31 日
大阪府中小企業家同友会

代表理事	森嶋 勲
代表理事	山田 茂
代表理事	坂口清信

〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F
TEL 06-6944-1251
FAX 06-6941-8352
<https://osaka-doyu.jp/>

【は じ め に】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下、大阪同友会）は、1958 年（昭和 33 年）の設立¹以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。中小企業家同友会は全都道府県に設立されており、2025 年 4 月 1 日現在、全国 47,559 名の会員で構成されています（大阪会員数 2,163 名）。大阪同友会は 1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、府商工労働部、府議会議長及び各会派の皆様「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、特に府商工労働部及び各会派の皆様と毎年懇談を重ねています。

さて中小企業家同友会は、「金融アセスメント法」制定のため、2001 年から全国的に運動を展開しました。それは、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす運動です。大阪同友会は府下自治体の各議会に対して、「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86％）で採択頂き、その理解を広げることができました。その運動もあり、「連帯保証人制度の撤廃」（2006 年）、経営者の個人保証のない融資が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」（2014 年）、「金融仲介機能のベンチマーク」（2016 年）が政府から発表され金融行政方針が変わってきました。そして、金融システムの問題だけでなく、中小企業の自助努力が報われるよう根本的な仕組みづくりが必要ではないか、と私たちの問題意識は発展しました。折しも、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」（EU 理事会）や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」（第 1 回 OECD 中小企業大臣会合）が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言」（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）でボローニャ憲章が改めて評価されるなど、この間、世界的に中小企業の重要性が強調されてきました。中小企業家同友会では 2003 年 7 月から日本独自の中小企業憲章の研究にとりかかり、2008 年にはブリュッセルの EU 本部を訪問、EU 企業産業総局と懇談するなど、中小企業憲章の制定運動に注力しました。地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に運動を展開しています（2024 年 11 月現在、47 都道府県 409 市 17 区 257 町 38 村（計 768 自治体）で条例制定、大阪では 1 府 18 市で制定）。2010 年 2 月には中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の会員もその研究会のメンバーとして召集され、中小企業憲章の制定に向けた議論が一気に進みました。そして 2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定されました。

現在、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意として位置付けされる国会決議をめざし、2012 年から毎年、衆議院議員会館など国会周辺の施設にて 200 名規模の会議を開催しています。その会議には中小企業庁長官はじめ、衆参両院から与野党の国会議員、中小企業関係 4 団体²の皆様にもご出席いただき賛同の輪を広げています。中小企業を軸とした経済政策を戦略的に立案するために首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置すること、中小企業庁を中小企業省に昇格させ中小企業担当大臣を設置すること、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行うこと、「中小企業の日」を制定することなどを政府に提案し、全国の同友会の仲間とともにその実現のため運動を展開しています。

その結果 2019 年 4 月、「7 月 20 日を中小企業の日とする」「7 月を中小企業魅力発信月間とする」ことが決定され中小企業庁から発表されました。それ以降、上記の会議は「中小企業魅力発信月間キックオフ行事」と題する全国行事として毎年開催されています。

以上の経過や私たちの運動を踏まえ、次の基本姿勢・行動指針に基づいて要望と提言を行うものです。

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型中小企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立された士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。
(中小企業家同友会全国協議会；「国の政策に対する中小企業家の要望と提言」より)

大阪府中小企業家同友会会員構成

(2025年5月27日現在)

資本金額	会員数	%	社員数 (パート含)	会員数	%	業種	会員数	%
～499万円	431	19.9	0～4人	756	35.0	製造業	590	27.3
500～999万円	207	9.6	5～9人	407	18.8	建設業	206	9.5
1000～1999万円	640	29.6	10～19人	389	18.0	情報通信・印刷業	113	5.2
2000～2999万円	121	5.6	20～29人	174	8.0	運輸・倉庫業	70	3.2
3000～4999万円	143	6.6	30～49人	213	9.8	卸・小売業	262	12.1
5000～9999万円	84	3.9	50～99人	131	6.1	専門家	423	19.6
1億円～	22	1.0	100人以上	93	4.3	サービス業	492	22.7
個人	515	23.8				その他	7	0.3
合計	2163	100.0	合計	2163	100.0	合計	2163	100.0

2026年度（令和8年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

＜大阪の中小企業を取り巻く環境と本要望提言について＞

2025年夏、ここ大阪では大阪・関西万博が開催されています。人工知能や情報通信など1970年の大阪万博で描かれた21世紀の夢のテクノロジーの多くは今や現実のものとなり、55年間の世の中の進歩を実感することができます。当時も今も大阪の主役は中小企業であることに変わりなく、この間の発展に中小企業が大きく寄与したことは間違いありません。しかしながら21世紀の今も未だ解決できない問題が世界には多く残されています。情報が瞬時に世界を駆け巡る今、日本経済は世界情勢に、より大きく影響を受けるようになりました。

米国ではトランプ氏が大統領に再当選し、関税強化など保護主義的な通商政策を推進しはじめました。中国はもとよりEU、日本に対しても追加関税が課される動きが出ており、グローバルなサプライチェーンを通じて影響を受ける日本企業、特に輸出に依存する中小企業にとっては、新たに大きなリスク要因となっています。国際的な経済環境の不確実性が増す中、中小企業の経営基盤の強化や柔軟な対応力がこれまで以上に問われる状況です。

また、2024年には最低賃金が全国加重平均で初めて1,000円を超え、2025年にはさらなる引き上げも議論されています。これは働く人々の生活を支える上で重要な一歩である一方で、中小企業にとっては人件費の急激な上昇が経営を圧迫する大きな要因となっており、価格転嫁の難しさとあいまって、経営の持続可能性に深刻な影響を及ぼしています。最低賃金の引き上げは、社会全体の底上げを意図した政策ではあるものの、地域や業種の実情に即した柔軟な支援策が不可欠です。

一方で国や自治体による中小企業政策は、21世紀に入り大きく進んできました。2010年6月、日本政府は中小企業憲章を閣議決定し、その前文で「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と明記しました。2017年4月、国連では6月27日を「中小企業の日」と定め、2019年6月には日本においても7月20日が「中小企業の日」、7月を「中小企業魅力発信月間」として位置づけられました。大阪府では、2010年6月に「大阪府中小企業振興基本条例」が府議会で全会一致により制定されました。

このような動きを受けて、大阪同友会では2019年より毎年7月に「中小企業の日」企画（大阪わかそう）を展開し、大阪府・大阪市をはじめ、自治体、教育関係者、地域団体などと連携して、中小企業の魅力を発信してきました。その社会的存在意義を広く府民・市民に届ける活動を通じて、地域経済の主役である中小企業の認知向上に尽力しています。大阪同友会によるこの「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」は1990年（平成2年）より提出を続けており、毎年実りある回答をいただいています。激動する社会情勢の中、今後も中小企業現場の声を行政に届け、「中小企業を軸に地域経済を発展させていく」との強い決意のもと、このたび2026年度に向けての要望と提言をまとめました。関係各位のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

～2026 年度（令和 8 年度）の重点要望提言～

重点 1 「中小企業の日」の取り組みについて（本文 A－1）

毎年 7 月には「中小企業の日」関連行事の「大阪わかそう」を共催いただきありがとうございます。引き続き「中小企業の日」について、大阪府としての取り組みを継続していただくとともに、今後「大阪わかそう」の企画段階から大阪府職員が参画する事を検討してください。

重点 2 大阪府職員による中小企業訪問について（本文 A－3）

商工労働部若手職員の企業訪問についてはこれまで自己研鑽として実施していただいておりますが、今後も継続的に実施していただくよう職員の企業訪問調査を制度化してください。

重点 3 「中小企業担当副知事」の位置づけについて（本文 A－2）

中小企業に関連するすべての部局を横断する形で中小企業振興施策が貫かれるよう、商工労働部担当副知事の役割と権限を「中小企業担当副知事」として位置づけてください。

重点 4 府立高校と大阪同友会の連携について（本文 C－4）

高校と中小企業との相互理解のため、当同友会では従前より高校進路指導関係者との情報交換を定期的に行っていますが、近年は教育庁及び商工労働部の担当者にも参加していただいています。このような場を今後も活用しながら出前授業、生徒の企業訪問、共育型インターンシップ等を実施し、高校と中小企業の連携を強化してください。

重点 5 次世代の若者を守る活動について（本文 C－7）

近年子供の貧困、虐待、不登校が増加し、それが若年ホームレスに繋がっています。「人を生かす経営」を実践する当同友会としては、行政と連携して次代を担う若者を育成したいとの思いがあります。ホームレスシェルターの改善や、そこから就労訓練事業に繋ぐ体制など地域中小企業が連携して若者サポートができる制度を充実させてください。

重点 6 中小企業における人権デュー・ディリジェンスについて（本文 B－7）

「ビジネスと人権」については政府も「行動計画（NAP）」を策定し企業にも取り組みを求めている、同友会全国協議会からも国に対して中小企業に対する啓発を要望しているところです。大阪府においても、啓発活動の強化や中小企業が取り組みやすい環境整備など、人権と経済を両立する先進自治体としてのリーダーシップを発揮してください。

（参考）～国所管の重点要望提言～

本要望と提言には国の施策に関する項目も含まれております。大阪同友会としては、大阪府の関連部局にもご理解いただき、機会をとらえて国に要望を上げていただきたく掲載しております。

国関連の項目で特に会員の要望が強かったものは以下のとおりです。

（本文B－１） 経営者保証の見直しについて

（本文B－８） 消費税負担の軽減について

（本文B－９） 社会保険料の負担軽減について

（本文B－１０） 「収入の壁」問題の改善について

これらについては中小企業家同友会全国協議会による「国の政策に対する要望・提言」にも記載し国に提出しております。

2026年度 大阪府への要望と提言 目次

大項目	番号	内 容
A		大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言
	A-1	「中小企業の日」の取り組みについて
	A-2	「中小企業担当副知事」の位置づけについて
	A-3	大阪府職員による中小企業訪問について
B		中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言
	B-1	経営者保証の見直しについて
	B-2	新型コロナウイルスに伴うゼロゼロ融資の返済について
	B-3	法人事業税における外形標準課税の中小企業への適用拡大について
	B-4	外国人労働者への国民年金等脱退一時金制度について
	B-5	中小M&Aガイドラインの周知について
	B-6	エネルギー料金の値上げについて
	B-7	中小企業における人権デュー・ディリジェンスについて
	B-8	消費税負担の軽減について
	B-9	社会保険料の負担軽減について
	B-10	「収入の壁」問題の改善について
	B-11	紙の手形廃止に伴い予想される資金繰り悪化への対策について
	B-12	補助金採択基準の賃上げ要件について
	B-13	カスタマーハラスメント対策について
	B-14	介護離職を防ぐ支援策について
C		中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言
	C-1	「小学一年生の壁」問題について
	C-2	「異次元の少子化対策」について
	C-3	大阪府立高校再編整備計画について
	C-4	府立高校と大阪同友会の連携について
	C-5	雇用流動化の弊害について
	C-6	奨学金返済支援制度について
	C-7	次世代の若者を守る活動について
	C-8	スタートアップ等への新しい補助金制度について
	C-9	アントレプレナーシップ教育推進について
D		持続可能な大阪をつくるための要望と提言
	D-1	統合型リゾート構想(IR整備計画)について
	D-2	脱炭素化施策について
	D-3	防災対策（１）命を守る住宅耐震化について
	D-4	防災対策（２）水道設備の耐震化について
	D-5	防災対策（３）救援物資の備蓄について
	D-6	廃校跡の都市型農業等への有効活用について
	D-7	民間送迎バスの共同利用による公共交通の維持について
E		個別業界からの要望と提言
	E-1	夜間未使用駐車スペースの活用によるトラック駐車問題の解決について（運送業界）
	E-2	ものづくり支援について（ものづくり業界）
	E-3	保育園給食食材費の補助について（保育・介護業界）
	E-4	介護・保育事業所の人材確保について（保育・介護業界）

A. 大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

●要望提言項目 A－1 「中小企業の日」の取り組みについて

2019 年 6 月に日本政府として決定された「中小企業の日(7 月 20 日)」「中小企業魅力発信月間(7 月)」について、その趣旨を踏まえて、大阪府としてさまざまな周知・啓発活動を進められていることについて改めて敬意を表するとともに感謝いたします。

また、2019 年から、2021 年、2022 年、2023 年、2024 年と、コロナ禍の 2020 年を除き、大阪府(商工労働部)、大阪市(経済戦略局)のご理解をいただき、後援・共催団体として中小企業の日企画「おおさかわかそう」を実施できたことについてたいへん感謝しているところです。

上記を踏まえて、「中小企業の日」については、引き続き、大阪府としての取組みを継続してください。

さらに、「大阪わかそう」実行委員会に大阪府職員が参画し、企画内容について討議していただくことについてご検討ください。

●要望提言項目 A－2 「中小企業担当副知事」の位置づけについて

これまで私たちは、商工労働部担当副知事は、商工労働部だけでなく、大阪府行政のすべての分野において中小企業振興の視点が貫かれるよう、部局横断的な役割が発揮できるような位置づけをしていただきたいと要望してきました。

2025 年 1 月に実施された大阪府商工労働部と大阪同友会との懇談において、大阪府のあらゆる中小企業施策は、2010 年 6 月に制定された「大阪府中小企業振興基本条例」に基づいて講じられていると承りました。

ぜひ同条例の趣旨を踏まえて、大阪府のすべての部局を横断する形で中小企業振興施策が貫かれるよう、商工労働部担当副知事の役割と権限を位置づけ、それを実効あるものとするため、具体的な仕組み(システム)とその運用について検討してください。

●要望提言項目 A－3 大阪府職員による中小企業訪問について

2025 年の大阪府への要望と提言において、大阪府の職員、とくに中小企業振興施策を担当する商工労働部の職員が中小企業を継続的に訪問し、実態調査を踏まえて中小企業施策の企画・立案・実施に生かしていくことができるよう、自己研鑽する制度・仕組みの創設を要望しました。

それに対して、2023 年度と 2024 年度は、中小企業支援室にて若手職員の企業訪問を実施し、今後の実施については、手法や効果等を勘案し実施を検討するとの回答をいただきました。

上記を踏まえ、大阪府職員による企業訪問調査を継続的に実施して中小企業振興施策の企画・立案・実施ができるよう企業訪問調査の制度化を要望します。また調査の成果と課題等について、その内容を公表していただければ中小企業振興に資するものと考え、大阪府中小企業家同友会として企業訪問調査の改善等に向けて協力させていただきます。

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

●要望提言項目 B－1 経営者保証の見直しについて

「経営者保証ガイドライン」及び「経営者保証改革プログラム」により、経営者保証に依存しない融資が原則とされました。さらに 2023 年 4 月には「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、経営者保証が必要とされる場合の金融機関による説明責任がより明確になったことは、中小企業にとって大変ありがたいことです。

しかし、現実には金融機関の担当者レベルでこれら指針等が積極的に活用されていないケースや、金融機関が個人保証の解除を許可しても、信用保証協会が認めないケースもあり、経営者の不安が残る形になっています。

経営者保証無しの融資が金融機関や担当者等による差異なく行われるよう、各金融機関に助言してください。また、金融機関と信用保証協会で判断が異なることのないよう助言と調整を行ってください。

●要望提言項目 B－2 新型コロナウイルスに伴うゼロゼロ融資の返済について

新型コロナに伴うゼロゼロ融資の返済が本格化する中、資金繰りに苦しむ中小企業が急増しています。今年 2025 年は資材費・外注費・人件費の高騰による収益悪化リスクが一層深刻化することが懸念されることに加えて、トランプ関税による輸出の停滞が大きく影響する恐れがあります。また、社会保険料納付の猶予を受けているため追加融資を受けられない企業がその猶予の終了に伴い資産を差し押さえされるケースも増加しつつあります。このような状況下において、単なる延命措置ではなく、真に経営再建に取り組む中小企業に対する、下記の実効性の高い支援が急務と考えます。

- ① 自社の経営再建計画を策定し、具体的に実行している企業に対し、ゼロゼロ融資の借り換え支援や、返済条件変更を柔軟に認める制度を整備してください。
- ② 再生意欲を有する企業が社会保険料納付を継続できるよう、借り換え融資等を通じて納付履行を後押しする枠組みを検討してください。
- ③ トランプ関税等の貿易リスク及びコスト高騰に対応できる資金支援メニューの柔軟な運用を図ってください。
- ④ 大阪府が創設する各種資金繰り支援制度について、金融機関・商工団体等と連携して、その周知活動を強化してください。
- ⑤ 借り換え支援、保証制度の柔軟運用、社会保険料納付支援の強化について、引き続き国へ要望してください。

●要望提言項目 B－3 法人事業税における外形標準課税の中小企業への適用拡大について

外形標準課税を中小企業まで適用拡大することについては、「公平性」「応能負担の原則」の視点から、絶対しないよう知事会等を通じて国に働きかけていただくことを要望してきました。令和 6 年度税制改正に基づき、適正・公平に賦課徴収を行うとともに、制度のあり方については引き続き国の動向を注視していく、との回答を得ました。

引き続き、外形標準課税の中小企業への適用拡大をしないよう、国への働きかけを行ってください。

●要望提言項目 B－4 外国人労働者への国民年金等脱退一時金制度について

日本を離れる外国人労働者には国民年金・厚生年金脱退一時金として実質返還される制度がありますが、支給上限期間が 5 年（60 月）に制限されているため、5 年での離職・帰国が多く発生しています。年金受給のための最低加入期間 10 年との空白期間が無いよう、上限期間の引き上げが望まれます。同時に、本人と同額の保険料を負担している事業所側にも脱退一時金が支給されるべきと考えます。このような脱退一時金制度の問題について、大阪府でも実態を把握し、国に改善を要望してください。

●要望提言項目 B－5 中小 M&A ガイドラインの周知について

大阪府による「経営資源移転円滑化支援事業」や、大阪商工会議所での「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」等においては、中小企業の第三者承継に関するご支援をいただき、また「中小 M&A ガイドライン」に基づきトラブル防止に取り組んでいただいています。しかし、これら支援事業やガイドラインを知らずに悪質な仲介業者に依頼してトラブルになるケースが依然として存在します。

被害を受ける中小企業がこれ以上出ないように、各所相談窓口の増設、特に金融機関による相談体制の構築を大阪府から働きかけてください。

●要望提言項目 B－6 エネルギー料金の値上げについて

電力・ガス料金などエネルギー価格の高騰は、多くの中小企業の経営だけでなく、府民生活に厳しい困難をもたらしています。私たちは過去の要望提言において、関西電力、大阪ガス等事業者に値上げしないよう、大阪府として申し入れることを要望してきました。

この点に関して、平成 27 年の再値上げの際、大阪府、大阪市、関西広域連合から関西電力に申し入れを行った、との報告をいただきました。同時に、政府に対して、効果的な施策の推進を、との要望に対して、大阪府から、中小企業者の脱炭素経営への転換が促進されるよう、補助金等の継続的な支援を国に要望、との報告がありました。

最近のエネルギー価格の高騰は、異常気象等による地球の温暖化と寒冷化の進行も相まって、府民生活を直撃しています。電力・ガス料金などエネルギー価格の高騰から中小企業経営と府民生活を守るための緊急施策が必要との認識から、大阪府として取りうる施策の実施してください。

同時に、エネルギー価格低減のための施策実施を国に対して引き続き働きかけてください。

●要望提言項目 B-7 中小企業における人権デュー・ディリジェンスについて

現在、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」の採択以降、日本政府も「行動計画（NAP）」を策定し、企業に対し人権尊重の取組を求めています。

大企業では、調達先に対しても「人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）」の対応を求める動きが広がっており、取引構造上、大企業と連携する中小企業も対応を迫られています。

しかし、99 名以下の中小企業の約 90%が「人権 DD」について理解が不十分であり、実施率も 1 割未満に留まっています。このままでは中小企業がサプライチェーンから排除されるリスクが高まり、地域経済全体にも影響を及ぼしかねません。

そこで以下の施策を要望いたします。

① 啓発活動の強化

府内市町村や専門団体と連携し、「ビジネスと人権」に関する中小企業向けセミナーを広く開催してください。

② 環境整備とインセンティブ付与

ビジネスと人権宣言登録制度の創設や、外部専門家の活用支援、府独自の企業認定制度、相談窓口の設置など、中小企業が継続的に取り組みやすい制度設計を検討してください。

③ 人材確保と企業価値向上への活用

府内中小企業のビジネスと人権への取組を「ええ会社」として高校・大学等へ PR し、若者の雇用促進と流出防止を図ってください。また、認定制度によって大企業とのマッチングを促進し、持続可能な経営基盤の構築を支援してください。

以上、大阪府が人権と経済を両立する先進自治体としてリーダーシップを発揮されることを強く期待し、要望します。

●要望提言項目 B－8 消費税負担の軽減について

現在の消費税制度は、中小企業にとって非常に大きな負担となっており、その見直しを求める声が多く上がっています。消費税は預かった金額を納税する制度ですが、取引上の立場が弱い中小企業においては、自社の利益を削って税を納める場合もあり、赤字であっても納税義務が生じる現行制度は、経営の継続を困難にする要因ともなっています。

また、中間納付制度により、年3回や毎月といった高頻度での納付が求められる場合、資金繰りに大きな影響を及ぼしています。資金繰りに余裕がなくやむを得ず納税の猶予を申請した場合は、原則として延滞税が発生し、中小企業にとってはさらなる負担となっております。こうした制度についても、より柔軟な運用や延滞税の軽減が求められます。

こうした中小企業の実情をご理解いただき、国に対して減税や制度改正等の働きかけを行ってください。

●要望提言項目 B－9 社会保険料の負担軽減について

最低賃金の引き上げは、国民の購買力を高め、地域経済の活性化にもつながる重要な課題です。私たち中小企業も、材料費やエネルギー価格の高騰といった厳しい経済環境の中で、企業努力を重ねながら引き上げに対応してきました。しかし、そのような努力によって名目賃金を上げて、社会保険料の負担増により従業員の実質賃金が減少し、結果として経済の活性化にはつながりにくい状況となっています。さらに、事業所側にも負担が増大し、中小企業経営をより一層困難なものにしています。

新規雇用や給与の引き上げを行う事業所に対しては、社会保険料負担の助成や減免制度の創設、事業所・個人いずれの負担においても一部免除制度の導入を、大阪府から国に対して要望してください。

また、社会保険料の算定に通勤費を含める現在の制度は、長距離通勤の従業員ほど手取り額が減るという不合理を生んで同一労働同一賃金の理念にも反しています。これについても、見直しを国に求めてください。

●要望提言項目 B－10 「収入の壁」問題の改善について

いわゆる「収入の壁」については国会でも議論されているところですが、現行制度では、年収が130万円を超えると、一定の要件を満たす場合を除き、配偶者の扶養から外れ、自らが社会保険に加入する必要が生じるため、結果として手取り収入が減少し、それを避けるためパート従業員等の就労時間の抑制につながっています。このような状況が続けば、人手不足が深刻化する中小企業の経営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、大阪府として「収入の壁」問題の解消に向けて、収入基準の見直し、たとえば現行の130万円から230万円程度への引き上げなどを含め、国に対して制度の見直しを要望してください。

●要望提言項目 B－1 1 紙の手形廃止に伴い予想される資金繰り悪化への対策について

2021 年 6 月 18 日に日本政府が公表した「成長戦略実行計画」では、「5 年後の約束手形の利用廃止に向けた取組を推進する」と明記されており、政府は 2026 年度末を目途に廃止を予定しています。しかし、以後も紙の手形・小切手の利用には罰則が設けられていないため、立場の弱い中小企業、特に製造業、建築業等においては支払期日が厳格化される一方入金が遅れることが予想され、資金繰りの悪化を招くおそれがあります。

この動きに先行して、下請代金支払遅延等防止法に基づき、手形サイト・支払サイトの短縮（最大 60 日）が求められてきましたが、実態としては十分に進んでいません。このままでは、法に従った企業ほど資金繰りが悪化するという不均衡が生じかねません。

下請法のさらなる周知と、公正取引委員会による実態調査と指導の徹底、手形廃止に伴う資金繰り悪化に備えたセーフティーネットの設置等を、国に要望するとともに大阪府独自の対策も実施してください

●要望提言項目 B－1 2 補助金採択基準の賃上げ要件について

各種補助金や助成金の審査において、「賃上げを実施していること」が加算対象となっている場合がありますが、現行制度では「企業の賃金総額の増加」が加算の判断基準とされるため、個々の従業員に対して賃上げを行っていたとしても、定年退職等により年間の賃金総額が前年度を下回るケースが生じ、実質的に賃上げを行っていても評価されにくいという不公平が生じています。

補助金・助成金の審査で賃上げを指標とする場合は、個々の従業員に対する賃金の上昇率など、企業努力が正当に評価されるような基準を適用してください。

●要望提言項目 B－1 3 カスタマーハラスメント対策について

近年、顧客や取引先という立場の優位性を背景に、悪質な要求や理不尽なクレームを繰り返す「カスタマーハラスメント」が社会的な問題となっています。中小企業は特に、立場の弱さからこのような被害を受けやすく、社員の定着や採用の妨げとなるほか、事業運営全体にも大きな影響を及ぼしています。

一部の大企業では、カスタマーハラスメントに対して社内ガイドラインを整備したり、対応マニュアルを設けたりする動きが進んでいますが、中小企業ではノウハウの蓄積や体制整備が進んでおらず、十分な対策が取れていないのが現状です。

カスタマーハラスメントに悩む中小企業に対して情報提供を行うとともに、経営者や従業員が安心して相談できる窓口を設置してください。

●要望提言項目 B－14 介護離職を防ぐ支援策について

出産や育児に対しては一定の支援制度が整備されていますが、今後確実に増加が見込まれる「家族の介護」や「看護」への支援は、現状では十分とはいえません。すでに介護離職による人員減少は企業に深刻な影響を与えており、働く世代が安心して介護と仕事を両立できる環境の整備が急務です。

介護休業中の給付水準や取得期間の拡充についての法整備を国に対して要望してください。また大阪府では相談体制の強化などを含め、介護離職を防ぐ支援策を検討してください。

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

●要望提言項目 C－1 「小学一年生の壁」問題について

保育園は早ければ7時から園児を受け入れています、小学校の多くは8時以降の開門になるので、子供が小学校へ進学すると親はそれまでよりも出社を遅くする、あるいは子供を家において出社せざるを得ません。このことを「小学一年生の壁」問題と称しています。そこで7時から小学校の校門を開放することが望まれますが、教員の負担を増やすことは避けなければなりません。

そのため、豊中市で既に実施されているように、体育館、図書室等で授業開始まで過ごせる空間の確保を行うなど、地域によるサポートの制度を大阪府全域に導入してください。

●要望提言項目 C－2 「異次元の少子化対策」について

日本と同様少子化に悩むハンガリーでは「4人目を生んだ母親は所得税一生ゼロ」に代表される異次元の少子化対策を実施することによって、出生率が1.23(2011年)→1.59(2021年)と劇的に改善されています。将来高齢者を支える層を厚くするためには、現在子育てをする家庭にこのようなメッセージ性のある優遇措置を与えることが必要です。一方この施策による所得税の減収は、子供が増えた分だけ増加する生活費に含まれる消費税の増収により補うことができるので、財政負担は大きくありません。

このような柔軟な発想で、大阪府・市の住民税を免除するなど、インパクトのある制度の採用を検討してください。

●要望提言項目 C－3 大阪府立高校再編整備計画について

平成24年大阪府立学校条例の定めにより、入学志願者が3年連続して定員に満たない高校は再編整備の対象とされ、すでに多くの高校において廃校や統合がなされてきました。廃校の結果数百人の生徒や職員が来なくなることで、周辺は活力を失い、地域の衰退が加速しています。また、府立高校は従来地域の中小企業に多くの人材を送り出しており、特にものづくり中小企業にとって人材の宝庫であった工科高校の廃校は、中小企業の経営継続に大きな打撃となっています。

昨年度の大阪同友会からの見直し要望に対しては、「地元自治体の教育委員会、生徒や保護者、PTAをはじめとする学校関係者からのご意見、ご要望を踏まえたうえで決定」との回答をいただいておりますが、今後の再編整備に際しては、地域の住民や企業の意見にも耳を傾け、柔軟な計画の運用をしてください。

●要望提言項目C－4 府立高校と大阪同友会の連携について

厚生労働省によると、令和6年3月の高校新卒者の求人倍率は過去最高となり、大阪府では7.7倍に達しました。生徒や保護者は大企業志向を強め、中小企業への応募が集まりにくくなっています。一方、高卒就職者の3年以内離職率は4割近くに上り、離職後は非正規雇用にとどまるケースも多く、社会の不安定要因となっています。こうした問題の解消には、学校において「働くことを意識した教育」が必要であり、そのためには学校と中小企業との連携強化が必要と考え、下記の事項を要望します。

- ① 当同友会の呼びかけにより、経営者と学校関係者有志との意見交換会を定期的に行っていますが、2024年度には、当同友会と府立学校関係者との情報交換の場に、府教育庁・府商工労働部として参加いただき非常に有意義な場となっています。高校生のより良い進路指導のために、今後もこのような情報交換の場に府関係各部署の参加を促進してください。
- ② すでに一部の高校で実施されている、経営者による出前授業、生徒の企業訪問、共育型インターンシップ等を、より多くの必要とされる学校で実施するため、高校と大阪同友会が前項のような場を活用して議論しながら共同で実施する可能性を検討してください。

●要望提言項目C－5 雇用流動化の弊害について

近年、国の政策として労働移動の円滑化や多様な働き方の推進が進められていますが、地域の中小企業においては、人材の定着が難しくなるなど、現場との乖離が生じています。とりわけ、熟練や技能の蓄積が必要な業種では、長期的な雇用関係のもとで人を育てることが不可欠であり、短期間の雇用や頻繁な転職を前提とした労働環境では、安定した事業運営が困難です。また、採用・教育コストが増す一方で、十分に力を発揮する前に人材が流出するケースも少なくありません。大阪府におかれましては、こうした実情を踏まえ、中小企業が人材を確保・育成しやすい環境整備や、勤続年数に応じた雇用定着支援策の強化など、府独自の対策を講じてください。

●要望提言項目 C－6 奨学金返済支援制度について

長年提言して参りました奨学金の代理返還を行う企業への補助金制度の創設に関しまして、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金」としての実現と、今年で三期目の制度継続の決定とそこち改良までご配慮いただき誠にありがとうございました。本制度は若者の府内定着促進と中小企業の人材確保に資する重要施策であります。一方で、代理返還費用が実質人件費増につながってしまう為、運用費用（いわゆるランニングコスト）の負担が大きいという事実もあります。

これらを踏まえて、より多くの企業が本制度を導入すること、そして、本制度の効果のさらなる向上を願って、以下を要望いたします。

- ① 支援金の取得のみを目的とする企業を排除し、真に支援が必要な企業への重点支援を図るため、利用実態のモニタリング強化と、モニタリング結果を踏まえた改良を引き続き検討してください。
- ② また、本制度について、損金算入といった企業側の税制メリット、および所得税非課税という奨学生社員側の税制メリットの積極的な周知を要望します。加えて、本制度そのものの広報の強化のため、ハローワークや商工団体などとも連携して広めてください。
- ③ また、中小企業振興が地域の活性化を促すという観点から、奨学生が本制度を導入した地元の企業に就職した場合、その学生や企業が更なる優遇措置を受けられるよう、施策検討を進めてください。
- ④ 加えて、よりよい制度となりますよう、京都府や兵庫県の先行事例も参考にしながら、大阪府独自の奨学金減免や給付型奨学金制度、ならびに実施企業に対する大阪府の施策の優遇措置等の新たな施策検討を進めてください。

●要望提言項目 C－7 次世代の若者を守る活動について

大阪府ではひとり親世帯の増加の影響もあり子どもの貧困率は21.8%で、沖縄県に次いで全国2位となっています（2016年2月毎日新聞報道）。また、児童虐待も年々増加しており、大阪府警によると2024年は府内で過去最多の14,215人が児童相談所に通告されています。このような環境がいじめ・不登校などを生み、結果的に居場所を失った若者が犯罪に巻き込まれる例も後を絶ちません。令和5年度大阪府総合教育会議資料によると大阪府の公立小・中・高校では不登校の生徒が年々増加し、特に府立高校では千人当たりの不登校数が全国平均の2倍近くに達している状況です。

児童養護施設の退所年齢は22歳に引き上げられたものの、必要とする子どもたちの増加により入所中・退所後ともに十分な支援が行き届かず、若年ホームレスとなるケースも増加しています。

「人を生かす経営」を実践する当同友会としては、次代を担う若者の命と暮らしを守るために、児童養護施設と地域の大人、そして中小企業が関われる開かれた仕組みの構築が必要と考え、以下を要望します。

- ① 既存の合部屋のシェルターはプライバシー保護が出来ておらず、精神安定が得られているとは言えません。若年ホームレスとなった人たちが再び社会に復帰するのを助けるため、安心して休めるプライバシー保護された個室居宅施設を充実させてください。
- ② シェルターの利用者を、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（いわゆる『中間的就労』）につなぎ、中小企業の労働者として再び活躍できるような仕組みを整備してください。
- ③ 中小企業による児童養護施設訪問や交流、就労支援や居場所づくりなど、地域中小企業と連携した若者サポート活動ができるような体制を構築してください。

●要望提言項目Ｃ－８ スタートアップ等への新しい補助金制度について

スタートアップ企業（主に投資家からの資金調達で社会課題解決のためのアイデアを迅速に実現するため設立された企業）、ベンチャー企業（主に社内の余剰資金を使って新規事業開拓のためアイデアを実現する社内事業所又は内部発生的な企業）は、その過程で他のものづくり企業との協働によってアイデアの実現を試みます。

大阪府においては「ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進事業」を実施するなど、スタートアップなどの事業者がイノベーティブな取り組みを創出し続けることができる仕組みづくりに取り組んで頂いております。これは大阪府の経済活性化を期待して行う事業と理解しております。

ところで、前記スタートアップ・ベンチャー企業は一人親方のような小規模なものからスタートすることが多く、中小企業庁の実施している補助額の大きな「ものづくり補助金」「新事業進出補助金」を受けることは難しく、受けることのできる補助金は、例えば、「小規模事業者持続化補助金」のように少額のものに限られています。

クラウドファンディングを実施するにしても、まずは試作品（量産に比べ非常にコスト高）の作成、パッケージング、そのプロモーション動画の準備等、多くのハードルがあります。

大阪府の経済活性化のためには、技術革新を伴うアイデアで社会課題解決を行うスタートアップ・ベンチャー企業支援のための制度が必要であると考えます。試作・設備投資はもとより、その後のマーケティング調査、更には、その分野のマーケットの活性化（広告宣伝）のための支援を図る包括的なオールインワン補助金制度を創設してください。

●要望提言項目 C－9 アントレプレナーシップ教育推進について

文部科学省の調査によると、大学生のうちアントレプレナーシップ教育を受けているのはわずか1%程度にとどまり、諸外国と比較しても相対的に低い水準となっています。このままでは、起業家精神を育みにくい教育環境が続き、日本社会全体で起業意欲が高まりにくい構造になってしまうことが懸念されます。いっぽう、一部の都道府県では、中学生を対象にしたアントレプレナーシップ教育のカリキュラムを導入する動きも見られます。

大阪においても、将来の地域経済を支える子どもたちの中に起業家精神を育むことができるよう、アントレプレナーシップ教育の体系的な導入や、地域の中小企業との連携による実践的な学びの機会づくりを推進してください。

D. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

●要望提言項目 D－1 統合型リゾート構想（IR整備計画）について

IR(統合型リゾート構想)に関連する 2025 年の要望と提言では、諸項目について具体的な回答をいただき、ありがとうございました。

IR 整備計画は、2025 年の大阪・関西万博に継続するプロジェクトとして、多くの府民・市民、中小企業経営者は強い関心を持っています。同時に、先行する海外諸都市や日本国内他都市の事例を含めて、ギャンブル依存症に対する危惧や地域の疲弊などに対して深刻な懸念を有していることも事実です。「国民、地域とともに」の同友会理念を踏まえ、また、地域の中小企業振興の視点から、IR 整備計画について府民等に対してわかりやすい説明の場が必要と考えます。

上記の視点を踏まえて、以下について要望します。

- ① IR 整備計画(計画の概要、事業の進捗状況、整備効果、直面している課題と対策、地元中小企業に係るメリット等)について、適切な時期に中小企業者を含めた府民等への説明会の開催を検討してください。
- ② 先行する海外諸都市での事例について、文献調査、関係機関へのヒヤリング、先行事例に関する現地調査など実態調査等を実施し、その内容について公表してください。

●要望提言項目 D－2 脱炭素化施策について

大阪府では、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー推進のため、様々な施策を講じられていることに敬意を表します。それらの施策がより中小企業の有効活用につながるよう、以下の具体策を講じてください。

- ① 「大阪府グリーン成長戦略」（仮称）を策定し、2030 年、2050 年の脱炭素目標を再設計した上で、脱炭素化施策に関する各部局の取り組みを横串でつなぐ横断的な仕組みを構築してください。

- ② 各市町村と連携した脱炭素化支援策の PR 窓口はありますが、実質的に相談できる窓口は、咲洲庁舎 22 階の「おおさかスマートエネルギーセンター」にしかありません。相談窓口は府下の北部、中部、南部など地域ごとに設置してください。
- ③ 中小企業に対する脱炭素技術の導入や CFP（カーボンフットプリント）算定支援等の対象範囲が限定的です。小規模事業所にも支援策を広げてください。
- ④ 市民・企業参加型の環境ムーブメントを創出するために、企業・自治体・市民が一体となって環境活動に取り組むイベントを開催してください。
- ⑤ 脱炭素経営に取り組む企業同士が連携し、成功事例が共有できるプラットフォームを構築してください。企業の脱炭素経営のノウハウを共有することで、持続可能なビジネスモデルを推進することができます。

●要望提言項目 D－3 防災対策（１）命を守る住宅耐震化について

令和 6 年能登半島地震では、耐震性の不足する住宅の倒壊が多発し多くの人命が失われました。

大阪府では「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」に基づき住宅の耐震化に取り組まれた結果、令和 2 年の耐震化率は約 89%まで上昇しましたが、耐震性が不足する住宅が依然 45 万戸存在しています。

耐震化の推進には所有者の費用負担を軽減することが必要です。大阪府では市町村を通じて耐震化補助を実施していただけていますが、耐震化工事の促進のために、啓発活動と合わせて補助金の上限額を引き上げてください。

また、最低限の安全確保の手法として、耐震シェルター等も補助対象としていただけていますので、改修資金の不足する所有者にはこのような経済的手法について積極的な周知啓発をお願いします。

●要望提言項目 D－4 防災対策（２）水道設備の耐震化について

令和 6 年能登半島地震では、水道設備に甚大な被害を受け、長期間の断水が発生して被災地広範囲の生活に大きく支障をきたしました。この件を踏まえた昨年度の耐震化要望に対し、「高度経済成長期の水需要急増に対応するため整備された、浄水場や水道管等の水道施設の更新・耐震化については、全国的な課題となっています。」との回答をいただきました。

大阪府においては、平成 23 年に府営水道が大阪広域水道企業団に移管され、市町村の水道事業も企業団による統合が進められています。しかしそれによって災害時における水の安定供給が損なわれることの無いよう引き続き大阪府が責任を持ち、企業団やその他府域水道事業者の意見を集約して国へ予算要望するなど、水道施設の更新・耐震化を積極的に推進してください。

●要望提言項目D－5 防災対策（3）救援物資の備蓄について

日本では災害が多発するにも関わらず、避難所の改善が遅れており、他の先進諸国に比べて劣悪な環境にあります。大阪府域救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（令和6年6月）においては、命をつなぐために必要な重点11品目の必要量が算定されていますが、＜南海トラフ巨大地震等府内で大規模な災害発生の際は、複数の市町村が現在の備蓄では不足することは明らかであり、これをバックアップすべき府の備蓄も不足が見込まれる＞と記載されています。南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況にありますので、必要数量を早急に確保するようにしてください。

また重点11品目以外に、避難所生活のQOL向上のために必要とされている簡易ベッドやパーティションも必要数量を十分確保してください。

さらに充実した備蓄体制確立のために、自治体と中小企業が協力し、それぞれの企業が拠点となって従業員のみならず地域に必要な物資の備蓄を行う仕組みづくりや、必要な予算措置を検討してください。

●要望提言項目D－6 廃校跡の都市型農業等への有効活用について

少子化の進行に伴い、高校だけでなく小中学校でも統廃合が行われています。廃校跡については未活用のまま放置されているケースも見受けられます。廃校を単なる遊休資産とするのではなく、地域資源ととらえて廃校を有効に活用することは、まちの持続可能性を高めることにもつながります。都市型農業や水耕栽培、防災拠点、地域教育の拠点などとして再生し、地域コミュニティと産業の再構築に役立てる方法などを提案します。

特に、体験型農業教育施設として活用し、子供たちに農業の魅力を伝えていくことは、農業人口減少を食い止めることにもつながるものと考えます。

廃校施設の利活用について部局横断的な発想で積極的な活用促進策を検討してください。

●要望提言項目D－7 民間送迎バスの共同利用による公共交通の維持について

大阪府南部では、2023年12月に金剛バスが廃止され、公共交通維持の課題が顕在化しました。現在、代替手段として4市町村によるコミュニティバスが運行されていますが、運転手不足、補助金不足、乗客減少といった構造的課題は依然として解決されておらず、長期的な運行継続には不透明感が残ります。

また、岬町や能勢町など、大阪府内の他地域でも、同様の問題が今後深刻化する可能性があります。

このような背景から、民間送迎バスの共同利用制度を導入し、既存資源を活かした公共交通機能の維持を図ることを目的に以下を要望いたします。

① 民間送迎バスの活用促進

学校、企業、パチンコ店、温泉施設、病院などが運行する民間送迎バスを、地域住民が共同利用できるよう調整し、運行ルートや時間帯を適切に設定してください

② 制度設計と法的対応

運賃徴収に必要な旅客運送事業許可を、自治体主導で申請・取得する体制を整備してください。また、既存バス事業者との競合を避ける配慮を行い、持続可能な運営モデルを構築してください。

③ 自治体と民間事業者の連携推進

これらの実現のために大阪府が制度設計を主導し、民間企業と協定を締結してください。また、民間企業にも参加メリットが生じるような運営支援や補助金制度を設計してください。

E. 個別業界からの要望と提言

●要望提言項目 E－1 夜間未使用駐車スペースの活用によるトラック駐車問題の解決について（運送業界）

現在、大阪府下でも大型トラックの夜間駐車問題が深刻化しており、路側帯や一般道路への違法駐車が増加が、交通事故リスクの上昇や、アイドリング騒音問題を招いています。特に、2024 年問題（トラック運転手の労働時間規制強化）によって、運転手には適切な休息が法令上求められる一方、十分な駐車スペースが確保されていないため、運転手自身も望まない違法駐車を余儀なくされる状況が生じています。

そこで、交通安全および運送業界の労働環境改善という観点から、大阪府内に存在する夜間未使用のグラウンドならびに駐車場を活用し、トラックの駐車スペース不足を緩和する、下記のような先行的な取り組みを要望します。

① 活用の対象

学校、公共施設、イベント会場、スタジアム等に付属する夜間未使用のグラウンド及び駐車場を対象とする。

② 施設管理者との連携

施設管理者と協定を締結し、深夜帯限定でのトラック駐車を許可する制度を整備する。また、施設の安全を確保するため、監視カメラ設置や警備体制強化に対する支援も併せて検討する。

③ 利用予約・料金システムの整備

事前予約制を導入し、トラック運転手が確実に駐車できる仕組みを整備する。また、施設維持費を賄うために、適切な利用料金を設定し、施設側にも収益が生まれるシステムとする。

●要望提言項目 E-2 ものづくり支援について（ものづくり業界）

現在ものづくり企業は、材料・エネルギー価格の高騰や人材確保の困難、後継者難など多くの問題を抱え、「ものづくり企業の衰退」に直面しています。大阪府中小企業振興基本条例の前文には、＜大阪はこれまで、「商いのまち」、「ものづくりのまち」としてわが国の経済を支え、特色のある文化を生みだしてきた＞と述べられているように、今なお地域経済や雇用の中核を担っています。私たち大阪同友会は、ものづくり中小企業が淘汰されていくような政策ではなく、ものづくりを社会全体で支える視点が必要であると考えています。

こうした現状に対し、大阪府におかれましては、「中小企業振興基本条例」に基づき、ものづくり企業の抱える問題をより具体的に把握し、経営基盤の強化、人材の確保・育成、研究開発や販路開拓の支援を一層推進していただきたく存じます。

また、ものづくり企業の多くは下請としての立場に置かれていることも、利益の確保を困難にしています。下請中小企業振興法の精神に則り、公正な取引関係の確保に向けた施策の実施を要望いたします。

●要望提言項目 E-3 保育園給食食材費の補助について（保育・介護業界）

2024 年 7～8 月頃より米の価格高騰及び入手困難な状況が続いており、同友会会員の運営する企業主導型保育園においても給食食材確保に多大な影響を受けています。0～2 歳児は保護者から給食費の徴収はできず、国からの助成金についても運営費全体として算定されており、食材費の高騰に対応できる仕組みになっていません。

成長期の園児にとって米は外せない主食であり、安易にパンや麺類などへの変更もできません。園としても食材購入先を工夫するなど努力していますが限界があります。食材費の高騰により、本来進めるべき職員の昇給にも影響しています。

このような米価の高騰や入手困難な状況が早急に改善されるような施策を講じてください。また保育園の給食米確保に支障の出ないよう、大阪府による補助制度を検討してください。また、国に対しても同様の要望を行ってください。

●要望提言項目 E-4 保育・介護事業所の人材確保について（保育・介護業界）

介護事業所では、人材の確保が困難であり、利用ニーズがあるにもかかわらず、サービス提供が追いつかない状況が続いています。同様の傾向は保育園でも見られ、保育士・介護士といった担い手が増えないなか、やむなく新規利用者の受入れを停止している事業所も少なくありません。

保育・介護事業所の人員不足による運営への影響について把握してください。また、安定した運営を継続していけるよう、人材確保に向けた支援を強化してください。